

山口県老人福祉施設協議会 ホームページ広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、本会のホームページ上に、福祉機器や会計ソフト等を扱う業者等の広告の掲載を認めることにより、老人福祉施設サービスの向上に資することを目的とする。

(申込み)

第2条 本会のホームページに広告の掲載を希望する業者は、本会会長宛に別に定める「ホームページ広告掲載申込書」(別紙様式1)を提出する。

(承認)

第3条 本会会長は、前条の申込書を受理した時は、ホームページのスペース等を勘案の上当該広告の掲載が本会事業の推進に支障がないと認めるときは、速やかに別に定める「ホームページ広告掲載承諾書」(別紙様式2)及び「請求書」(別紙様式3)を交付する。

(データの提出)

第4条 承諾書を受理した申込者は、掲載しようとする広告を電子データで本会に提出する。なお、データ作成にかかる経費は申込者の負担とする。

2 ホームページに掲載するバナー広告のサイズ及び画像は次のとおりとし、提出された画像は基本的にそのまま掲載する。

- (1) 大きさ 縦54×横210ピクセル
- (2) 形式 GIF または JPEG

(掲載期間と掲載料)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年とし、広告を掲載した業者は、画像の掲載が始まった日から30日以内に次に定める掲載料を本会に納入しなければならない。

1年間 5万円(税込)

2 広告の掲載期間が1年に満たない場合の掲載料は、前項の額を月割りで計算した額とし、1円未満の金額は切り捨てるものとする。

(公告期間の更新)

第6条 前条の掲載期間は更新できるものとし、更新を希望しない業者は公告期間満了40日前までに本会に対し、更新を希望しない旨の意思表示をするものとする。

2 前項の意思表示が無い場合は、更新前と同一の期間で更新を希望するものとして、本会はホームページ上の掲載を取り扱うこととする。

(掲載の位置)

第7条 掲載する広告のホームページ上の位置は、ホームページ全体のスペース及び広告掲載数等を勘案の上、当会が指定する。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主がこれを負うものとする。

(広告掲載の取消)

第9条 本会会長は、本会ホームページの編集及び運営等に支障があると認めるとき、または広告主が本会が認める公告期間の始期を過ぎてもデータを提出しなかったときは広告の掲載を取り消すことができる。

(その他)

第10条 広告の掲載に関するその他の事項については、当該掲載業者と協議の上、本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

山口県老人福祉施設協議会
ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

山口県老人福祉施設協議会
会長 内田芳明様

住 _____ 所 _____
会社(団体)名 _____
代表者氏名 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____

貴会のホームページに広告を掲載したいので、貴会ホームページ広告掲載規程第2条の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

なお、貴会「ホームページ広告掲載規程」は遵守します。

記

1 広告の内容

2 掲載希望期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

[別紙様式2]

山口県老人福祉施設協議会
ホームページ広告掲載承諾書

山老施協第 号
平成 年(年) 月 日

様

山口県老人福祉施設協議会
会長 内田 芳明

印

平成 年 月 日付けで申込みいただいた貴職（御社）の広告掲載については、本会ホームページ広告掲載規程第3条の規定に基づき、下記のとおりこれを承諾します。

なお、広告に係る画像を同規程第4条の規定に基づき提出してください。

記

1 広告の内容

2 掲載期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

請求書

一金 円

これは、ホームページ広告掲載料として、上記のとおり

請求いたします。

平成 年 月 日

様

山口県老人福祉施設協議会

印

会長 内田芳明

【振込先】

山口銀行 県庁内支店

普通預金 No. 0030797

山口県老人福祉施設協議会 会長 内田芳明

【納入期限】

画像の掲載が始まった日から30日以内

※ 恐れ入りますが、振込手数料は、振込者にて負担してください。